5月3日は憲法記念日

くらしに生かして身近なものに

憲法を根づかせ、育てよう―＊

5月3日は「憲法記念日」です。

「主権在民」、「恒久平和」、「基本的人権の尊重」の3つの柱からなる現憲法が施行されてから今年で満33年になります。

憲法は国の基本法として政治経済をはじめ、私たちの日常生活を守り、育てる基礎となっています。

憲法をくらしの中に生かしていくためには、まず、憲法をよく知ることが大切です。――これを機会に憲法への理解を深めましょう。

憲法の三つの柱

〔憲法前文〕「……ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する……」

〔第九条〕日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄す。（以下略）

〔第一条〕国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

憲法は国の最高法規

「基本六法」というのをご存知でしょうか？――そうです。憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の六つがこれにあたります。

憲法はこれらの法律をはじめ、すべての法律の法律という性格をもち、最高法規となっています。

ですから憲法は私たちの基本的な権利を保障し、私たちの生活の基礎となっています。国民生活はこの憲法によって守られているといっても過言ではありません。

現憲法では、国民主権主義（国の主人公は国民）をとっており、人間を大切にし（基本的人権の尊重）、再び戦争はしない（恒久平和主義）という三つの柱からなっています。

このうち基本的人権は、人間らしく生きていくために欠かせない権利です。憲法の中で基本的人権を定めたのは第十条から第四十条までの三十条の条文（全体の約三分の一）となっています。自由権、平等権、社会権といわれるものがこれにあたります。

そもそも憲法は社会全般にわたるしくみを定めたものです。ですから憲法のしくみや精神を知ることは私たちの生活を見直して、向上させるのに大変役立つものと思います。

そのためにも憲法を知って身近なものにし、生活にとり入れていきましょう。

記念ポスターを掲示

市では今年も「憲法記念日」にあわせて、上のようなポスターを市内各地区、公共施設などに掲示しました。

今年は〝八十年代〟の幕開けということもあって、「八十年代は地方自治の時代」というテーマで、住みよいまちづくりを訴えています。

お買物、ご用命は市内で

花に託して心を贈る
あなたの街のあなたの花店
小林生花店　新津市新町1丁目
TEL (2)1080・(2)5707
慶弔用盛花、花束、ブーケ、会場装飾花
（各流派いけばな教室案内）

カメラ8ミリは3回～20回払い
気軽なカメラクレジットを
ご利用下さい
㈱フダカメラ店
〒956　新津市本町二丁目　☎(2)0583

明るいまちも憲法から…

〝地方の時代〟は住民の手で―＊

憲法をくらしに生かして住みよいまちを

最近、マスコミなどでも、「地方の時代」という言葉が多くとりあげられ、地方自治へ関心が寄せられています。

この「地方自治」という概念は、現憲法で初めて定められ、保障されたものです。

憲法の第八章の第九二条から第九五条まで、たったの四か条ですが、地方自治のことが記されています。（下の条文をごらんください。）

わが国の歴史上に初めての原理が掲げられたわけですが、この四か条が、地方自治の原理を保障するだけでなく、逆に地方自治が憲法の理念を支えているというきわめて重要な意味をもっています。

地方自治は「一定地域の行政をその地域の住民みずからの創意と責任において行う政治」といわれています。

こうした地方自治体の中から、児童手当、老人（乳幼児）医療費の無料化など、憲法をくらしの中で生かす努力がなされ、今では全国的に実施されています。

地方自治はまた「住民のため」としてだけ行われるのではなく「住民による」自治というのが基本でなければなりません。こういう意味からも、議会を通じたり、また〝市民参加〟をすすめたりして、住民による地方自治をさらに定着させていく必要があります。

まさに地方の時代は、市民全部が憲法の精神にそって、つくりあげていくものだと言えます。

〔第九二条〕地方公共団体の組織及び運営に関する事項は地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

〔第九三条〕①地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。②地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

〔一九四条〕地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

（第九五条は略しました）

市長雑感 (111)

薫風は新緑の匂いをのせてくる

桜まつりでにぎわった秋葉山に、今度はまぶしい新緑の芽が初々しさを運んできた。大自然の存在を確かめて、こんなにも身近に興趣を盛りたててくれるやすらぎの地はとてもいい。花開き、野鳥も声をはずませるさわやかな五月の便りは、やっぱり心のふるさと「秋葉山」から届くに違いない。

さて「緑と太陽」のイメージのもと、この秋葉山一帯の公園整備も、緑地や正面広場の造成などで、ようやく具体的な事業の進展が目立つようになった。ご案内のように、この計画は、約七十ヘクタールにもおよぶ一大健全レクリエーション地という将来展望に立った〝よみがえる心のふるさと〟づくりを進めているものだ。スケールの大きな構想だけに、実現までには多くの歳月とこの先見込まれる年次投資で、予算の圧迫も見逃せまい。しかし、都市化の波がテンポを早めているときにあって、自然環境の活用こそはどうしても求めていかねばならないことである。事実、市民のみなさんからの緑とオープンスペースに対する要望はことのほか高い。このため、健全なレクリエーションエリアの整備は懸案だった。

幸い当市は、恵まれた自然の景勝丘陵地を有し、加えて県都を控えた蒲原地方の拠点にある。ここ一帯に行動的な青少年向け、あるいは散策コースの一般向けと、秋葉山ならではの公園施設のネットワークが生まれていくなら、だれしも自然の豊かさを見直して満喫し得ることだろう。秋葉山は、急斜面が多いなど、その地形が複雑とされてはいるが、こうした貴重な自然を、特色ある景観緑地として生かしつつ、広域的見地からの公園造成へ私なりに期待を大きくふくらませている。

一昨年来、公園正面入口付近一帯の造成に着手し、整備を進めている。噴水広場や日本庭園などの築造がそれで、神社周辺の老松の森へと続く園路もおおかた進行しつつある。ところでこれら施設に、心ない人の悪さが後を絶たず、手をやいている。「その気にならなければ」の行為もみられるだけに、せっかくの市民の施設、憩いの地を育ててほしいものと願わずにいられない。

初夏に吹く南風を〝薫風〟ともいう。薫風は、新緑のにおいをのせてくる。みんなの憩いの地秋葉山で、家族つれだって新緑のトンネルを散策してはどうだろうか。

志田保

お買物、ご用命は市内で

駐車場完備
ほねつぎ
坂爪整骨院
新町1　☎(2)0062

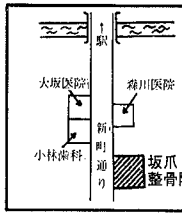

●クレジット3回～20回払い
カメラ・8ミリ各社新機種在庫豊富
D.P.E撮影なら安くて迅速な当店へ
みんなの店
カメラのサカヅメ
本店・新津市本町4－5－6　(2)0045(代)
新町店・新津市新町1－2－29　(2)2484